

沖縄労働局発表  
令和4年1月28日(金)

担当	沖縄労働局 雇用環境・均等室 室長	嘉数 剛
	主任雇用環境改善・均等推進指導官 雇用環境・均等室長補佐 電話：098(868)4380	面高 史代 長 嶺 進

## 令和2年度(2020年度)男女雇用機会均等法等の施行状況

### ～「母性健康管理」及び「ハラスメント」関係の相談が増加～

沖縄労働局(局長 <sup>にしかわまさと</sup>西川昌登)は、このたび令和2年度「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」、「パートタイム・有期雇用労働法」、「労働施策総合推進法」の施行に関する相談、是正指導<sup>\*</sup>(行政指導)等状況を取りまとめましたので公表します。

#### 【ポイント】

#### ○ 相談件数は1,522 件であった。

- 男女雇用機会均等法関係では、320件のうち「母性健康管理措置」が101件と最も多い。
- 育児・介護休業法関係
  - 育児関係では、600件のうち「育児休業」が334件と最も多い。
  - 介護関係では、177件のうち「介護休暇、介護のための所定外労働の制限等関係」が87件と最も多い。
- パートタイム労働法に関する相談では、42 件のうち「均等・均衡待遇関係」が13 件と最も多い。また、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談では、108 件のうち「均等・均衡待遇関係」が64 件と最も多い。
- 労働施策総合推進法関係では、164件のうち「パワーハラ防止措置」が108件と最も多い。

#### ○ 是正指導を行った件数は540件であった。

- 男女雇用機会均等法関係では、160件のうち「母性健康管理措置」が54件と最も多い。
- 育児・介護休業法関係では、217件のうち「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が42 件と最も多い。
- パートタイム労働法関係では、96件のうち「就業規則の作成手続き」が27件と最も多い。また、パートタイム・有期雇用労働法関係では、65件のうち「労働条件の文書交付等」が13件と最も多い(令和2年4月1日施行(中小企業は令和3年4月1日から適用))。
- 労働施策総合推進法関係では、2 件で全て「パワーハラスメント防止措置」である(令和2年6月1日施行)。

**※是正指導：行政が法違反事項に関して事業所へ是正するよう指導すること**

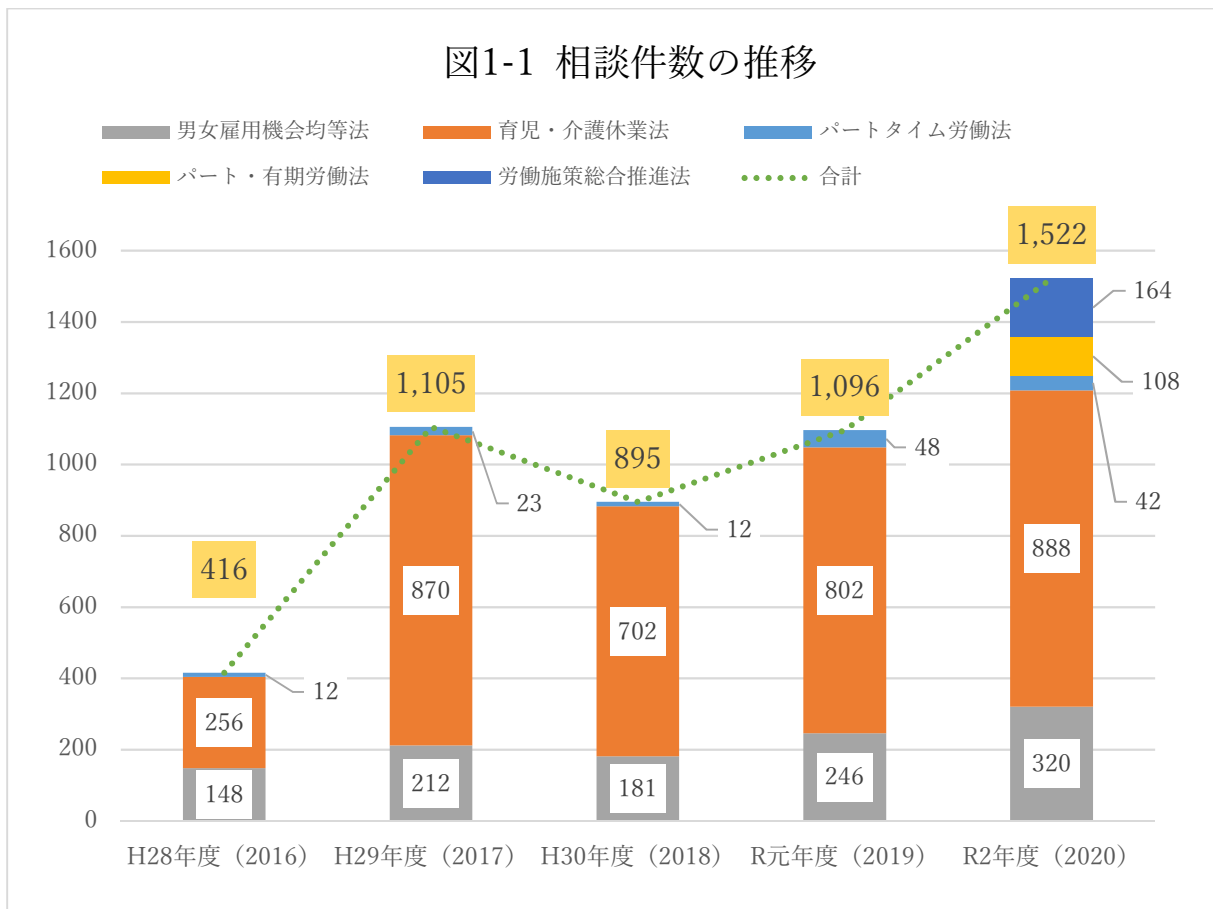
沖縄労働局では、引き続き、相談対応、指導等を行うとともに、令和4年(2022年)4月1日から適用される改正育児・介護休業法や労働施策総合推進法(中小企業適用)について、周知啓発に努めます。

- 【添付資料】 令和2年度の雇用均等関係法令の施行状況

## 令和2年度男女雇用機会均等法等の施行状況

### 1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法の施行状況

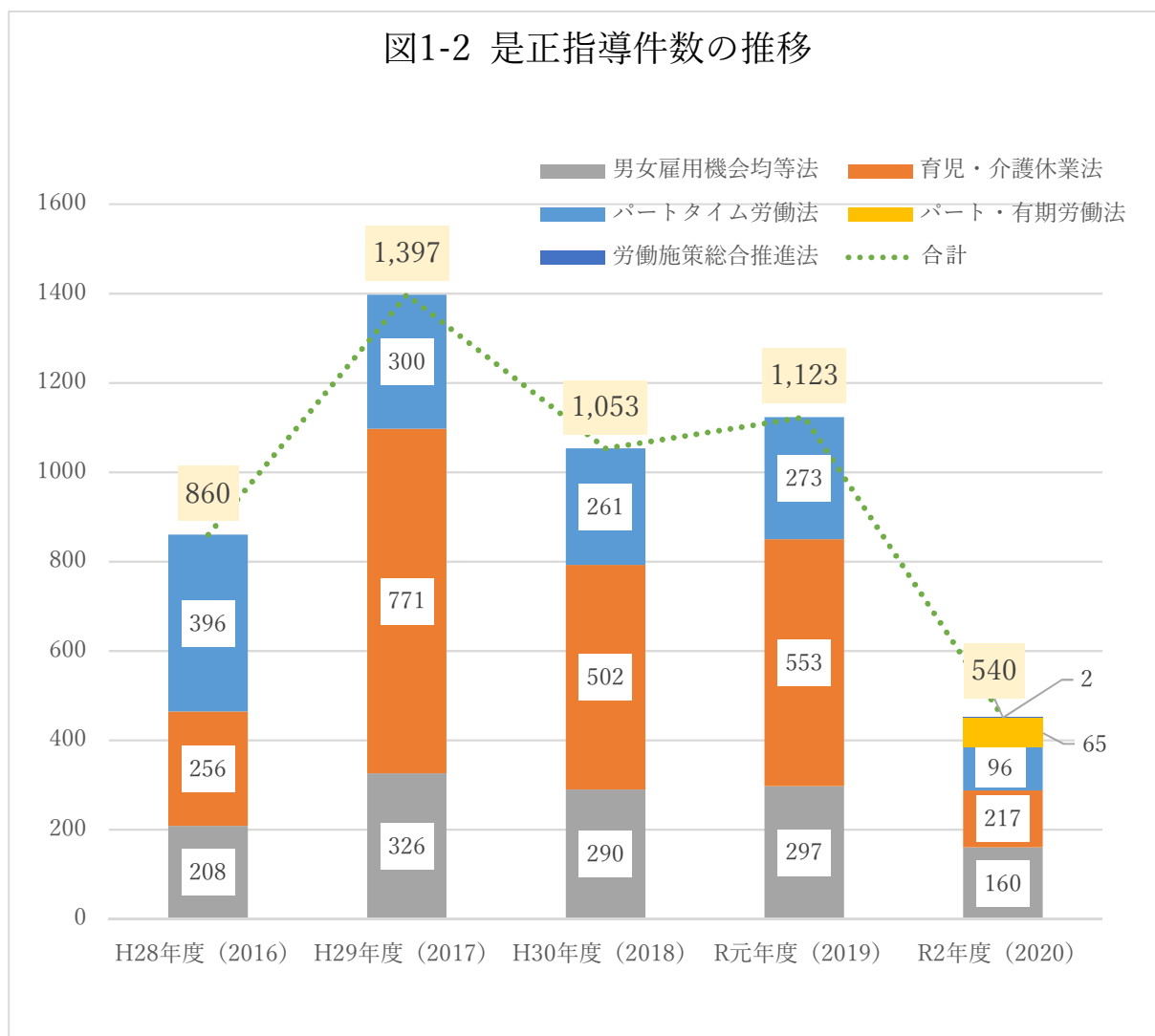
#### (1) 相談の状況



	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)		前年度比	
男女雇用機会均等法	148	36%	212	19%	181	20%	246	22%	320	21%	74	30%
育児・介護休業法	256	62%	870	79%	702	78%	802	73%	888	58%	86	11%
パートタイム労働法	12	3%	23	2%	12	1%	48	4%	42	3%	-6	-13%
パート・有期雇用労働法	-		-		-		-		108	7%		
労働施策総合推進法	-		-		-		-		164	11%		
合計	416	100%	1,105	100%	895	100%	1,096	100%	1,522	100%	426	39%

※ 1 母性健康管理：妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置

## (2) 是正指導（行政指導）の状況



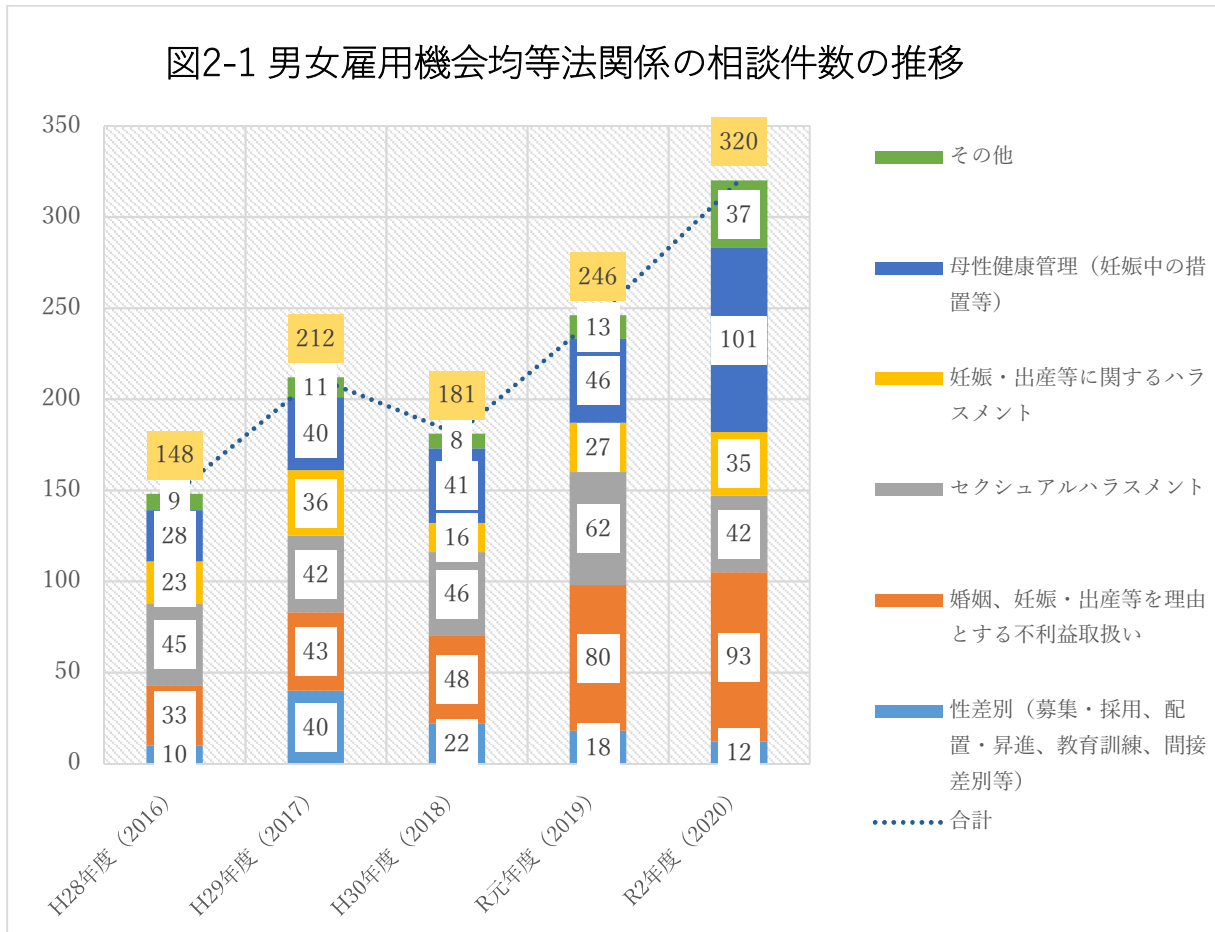
	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)		前年度比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	割合
男女雇用機会均等法	208	24%	326	23%	290	28%	297	26%	160	30%	-137	-46%
育児・介護休業法	256	30%	771	55%	502	48%	553	49%	217	40%	-336	-61%
パートタイム労働法	396	46%	300	21%	261	25%	273	24%	96	18%	-177	-65%
パート・有期労働法									65	12%		
労働施策総合推進法									2	0%		
合計	860	100%	1,397	100%	1,053	100%	1,123	100%	540	100%	-583	-52%

## 2 男女雇用機会均等法の施行状況

### (1) 相談の状況

- 相談件数は、320件で前年度比30%増（74件増）。
- 相談内容は、「母性健康管理（妊娠中の措置等）」が101件、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が93件、「セクシュアルハラスメント」が42件の順となっている。

図2-1 男女雇用機会均等法関係の相談件数の推移

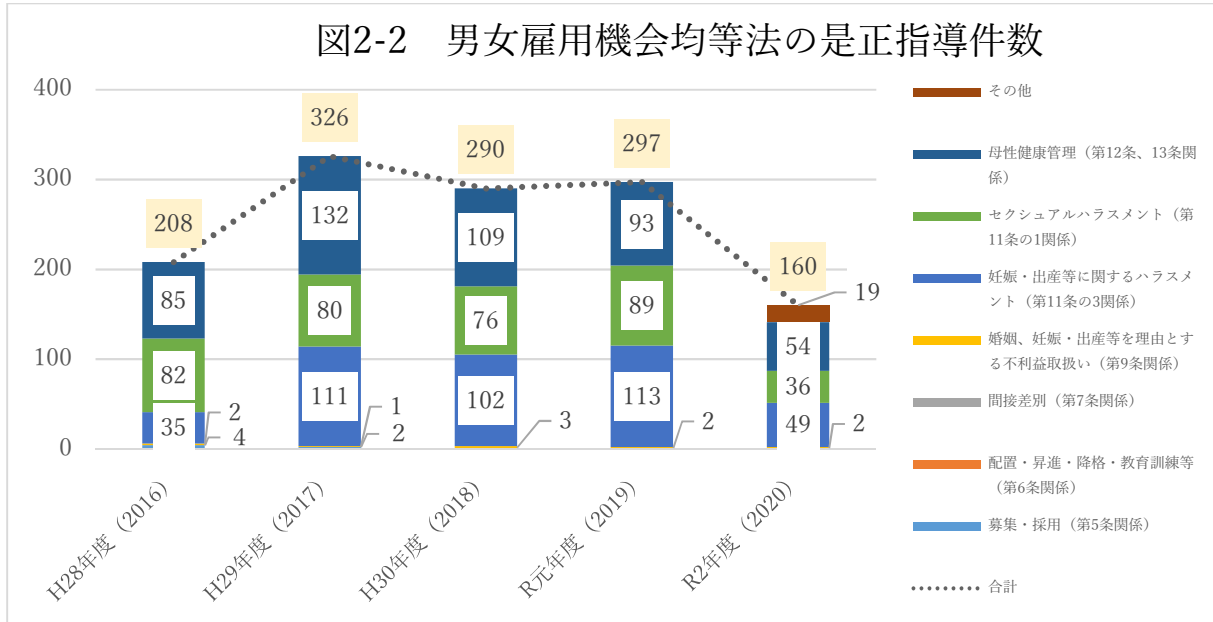


※1 母性健康管理：妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置

	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)		前年度比	
性差別 (募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)	10	7%	40	19%	22	12%	18	7%	12	4%	-6	-33%
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	33	22%	43	20%	48	27%	80	33%	93	29%	13	16%
セクシュアルハラスメント	45	30%	42	20%	46	25%	62	25%	42	13%	-20	-32%
妊娠・出産等に関するハラスメント	23	16%	36	17%	16	9%	27	11%	35	11%	8	30%
母性健康管理 (妊娠中の措置等)	28	19%	40	19%	41	23%	46	19%	101	32%	55	120%
その他	9	6%	11	5%	8	4%	13	5%	37	12%	24	185%
合計	148	100%	212	100%	181	100%	246	100%	320	100%	74	30%

## (2) 是正指導の状況

- 雇用管理の実態把握を行った事業所は、83 件。うち何らかの法違反が認められた事業所は、65 件(違反率 78.3%)。
- 指導事項の内容は、「母性健康管理」が 54 件、「妊娠・出産等に関するハラスメント」が 49 件、「セクシュアルハラスメント」が 36 件の順となっている。



	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)	
募集・採用 (第5条関係)	4	2%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%
配置・昇進・降格・教育訓練等 (第6条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
間接差別 (第7条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い (第9条関係)	2	1%	1	0%	3	1%	2	1%	2	1%
妊娠・出産等に関するハラスメント (第11条の3関係)	35	17%	111	34%	102	35%	113	38%	49	31%
セクシュアルハラスメント (第11条の1関係)	82	39%	80	25%	76	26%	89	30%	36	23%
母性健康管理 (第12条、13条関係)	85	41%	132	40%	109	38%	93	31%	54	34%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	19	12%
合計	208	100%	326	100%	290	100%	297	100%	160	100%

## (3) 紛争解決援助制度

- 労働局長による「紛争解決の援助」(男女雇用機会均等法第17条)の申立受理は無かった(前年度無)。
- 機会均等調停会議による「調停」(男女雇用機会均等法第18条)の申請受理件数は、セクシュアルハラスメントに関する事案1件であった(前年度1件)。

### 3 育児・介護休業法の施行状況

#### (1) 相談の状況

育児・介護休業法関係の相談は、888件で、前年度比11%増(86件増)。

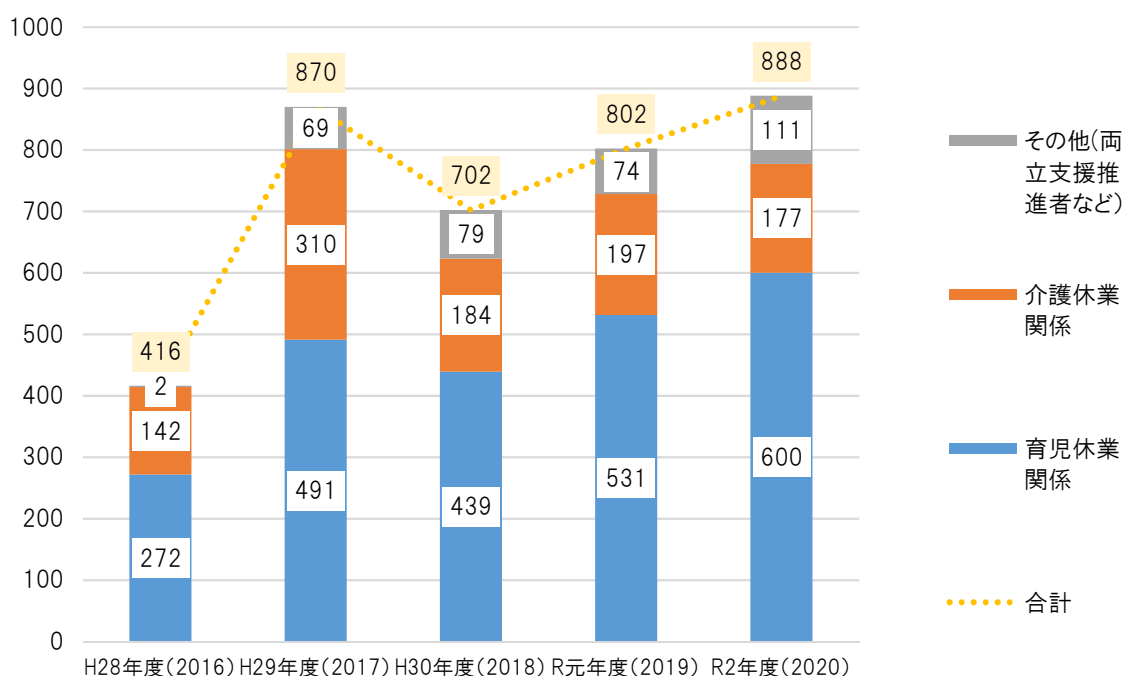
① 育児休業関係では、600件で前年度比13%増(69件増)。

- 相談内容は、「育児休業関係」が334件、「子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限等関係」が135件、「育児休業に係る不利益取扱い」が76件の順となっている。

② 介護休業関係の相談件数は、177件で前年度比10%減(20件減)。

- 相談内容は、「介護休暇、介護のための所定外労働の制限等関係」が87件、「介護休業関係」が67件、「介護休業等に関するハラスメント」が16件の順となっている。

図3-1 育児・介護休業関係相談件数の推移



育児休業	H28年度(2016)		H29年度(2017)		H30年度(2018)		R元年度(2019)		R2年度(2020)		前年度比	
育児休業関係	113	26%	201	46%	212	48%	250	47%	334	56%	84	34%
子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限等関係	98	22%	173	39%	118	27%	132	25%	135	23%	3	2%
育児休業に係る不利益取扱い	32	7%	35	8%	51	12%	83	16%	76	13%	-7	-8%
育児休業以外に係る不利益取扱い等	11	3%	20	5%	13	3%	36	7%	24	4%	-12	-33%
育児休業等に関するハラスメント	18	4%	62	14%	45	10%	30	6%	31	5%	1	3%
<b>合計</b>	<b>272</b>	<b>62%</b>	<b>491</b>	<b>112%</b>	<b>439</b>	<b>100%</b>	<b>531</b>	<b>100%</b>	<b>600</b>	<b>100%</b>	<b>69</b>	<b>13%</b>

介護休業	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)		前年度比	
介護休業関係	49	35%	95	31%	84	46%	78	40%	67	38%	-11	-14%
介護休暇、介護のための所 定外労働の制限等関係	75	53%	167	54%	66	36%	65	33%	87	49%	22	34%
介護休業に係る不利益取 扱い	1	1%	1	0%	4	2%	16	8%	5	3%	-11	-69%
介護休業以外に係る不利 益取扱い等	8	6%	0	0%	2	1%	15	8%	2	1%	-13	-87%
介護休業等に関するハラ スメント	9	6%	47	15%	28	15%	23	12%	16	9%	-7	-30%
<b>合計</b>	<b>142</b>	<b>100%</b>	<b>310</b>	<b>100%</b>	<b>184</b>	<b>100%</b>	<b>197</b>	<b>100%</b>	<b>177</b>	<b>100%</b>	<b>-20</b>	<b>-10%</b>
その他(両立支援推進 者など)	2		69		79		74		111		37	50%
<b>総計</b>	<b>416</b>		<b>870</b>		<b>702</b>		<b>802</b>		<b>888</b>		<b>86</b>	<b>11%</b>

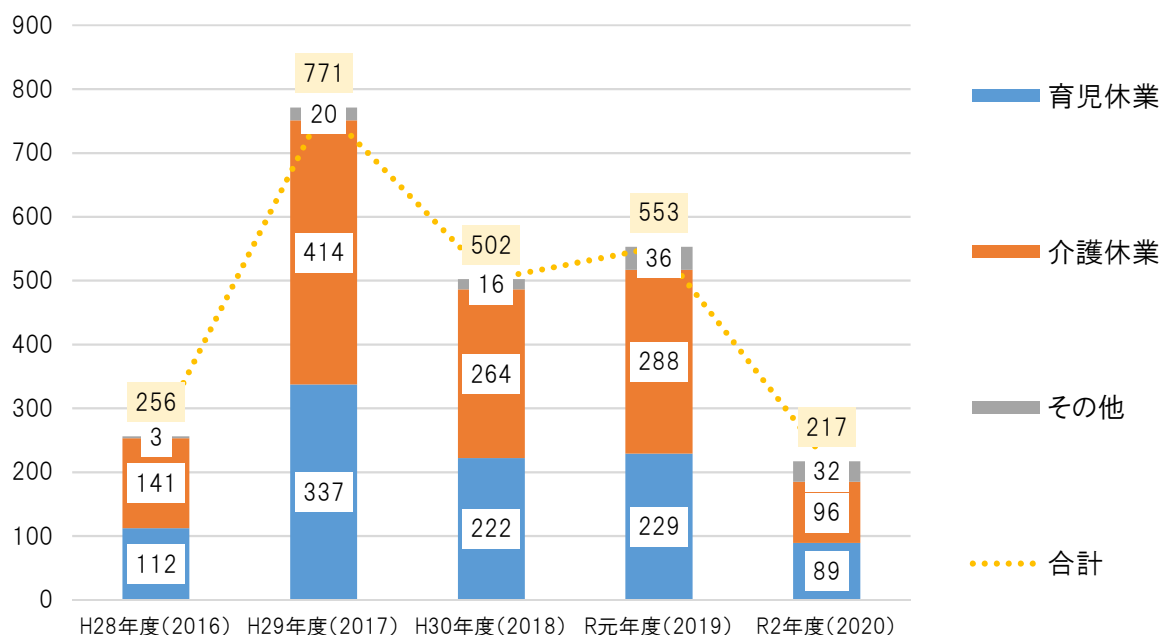
## (2) 是正指導

雇用管理の実態把握を行った事業所は 70 件、うち何らかの違反が認められた事業所は 66 件（違反率 94.3%）

指導事項の内容について

- ・ 育児休業関係では、「育児休業等に関するハラスメント」が 42 件、「育児休業」が 21 件、「子の看護休暇の制度」が 4 件、「所定外労働の制限の制度」が 4 件の順となっている。
- ・ 介護休業関係では、「介護休業等に関するハラスメント」が 42 件、「介護休業」が 22 件、「所定労働時間の短縮措置等」が 20 件の順となっている。

図3-2 育児・介護休業法是正指導件数の推移



育児休業	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)	
育児休業(第5条関係)	39	35%	92	27%	71	32%	59	26%	21	24%
子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	7	6%	43	13%	13	6%	17	7%	4	4%
不利益取扱い(第10条等関係)	1	1%	0	0%	0	0%	3	1%	1	1%
所定外労働の制限の制度(第16条の8関係)	7	6%	26	8%	4	2%	9	4%	4	4%
時間外労働の制限の制度(第17条関係)	11	10%	25	7%	12	5%	9	4%	2	2%
深夜業の制限の制度(第19条関係)	4	4%	12	4%	4	2%	6	3%	0	0%
所定労働時間の短縮措置等(第23条、第24条関係)	6	5%	24	7%	15	7%	16	7%	3	3%
育児休業等に関するハラスメント(第25条関係)	36	32%	115	34%	103	46%	106	46%	42	47%
労働者の配置に関する配慮(第26条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
休業期間等の通知(則第7条第4項等関係)	1	1%	0	0%	0	0%	4	2%	12	13%
小計	112	100%	337	100%	222	100%	229	100%	89	100%
介護休業	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)	
介護休業(第11条関係)	33	23%	100	24%	76	29%	72	25%	22	23%
介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	8	6%	35	8%	8	3%	12	4%	4	4%
不利益取扱い(第16条等関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
所定外労働の制限の制度(第16条の9関係)	22	16%	49	12%	9	3%	15	5%	6	6%
時間外労働の制限の制度(第18条関係)	6	4%	18	4%	7	3%	7	2%	2	2%
深夜業の制限の制度(第20条関係)	5	4%	10	2%	3	1%	4	1%	0	0%
所定労働時間の短縮措置等(第23条、第24条関係)	31	22%	88	21%	61	23%	69	24%	20	21%
介護休業等に関するハラスメント(第25条関係)	36	26%	114	28%	100	38%	106	37%	42	44%
労働者の配置に関する配慮(第26条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	0	0%	0	0%	0	0%	3	1%	0	0%
小計	141	100%	414	100%	264	100%	288	100%	96	100%
その他(両立支援推進者など)	3		20		16		36		32	
総計	256		771		502		553		217	

### (3) 紛争解決援助制度

- 労働局長による「紛争解決の援助」(育児・介護休業法第52条の4)の申立受理件数は3件(前年度無)であった。
- 両立支援調停会議による「調停」(育児・介護休業法第52条の5)の申請受理は無かった(前年度無)。

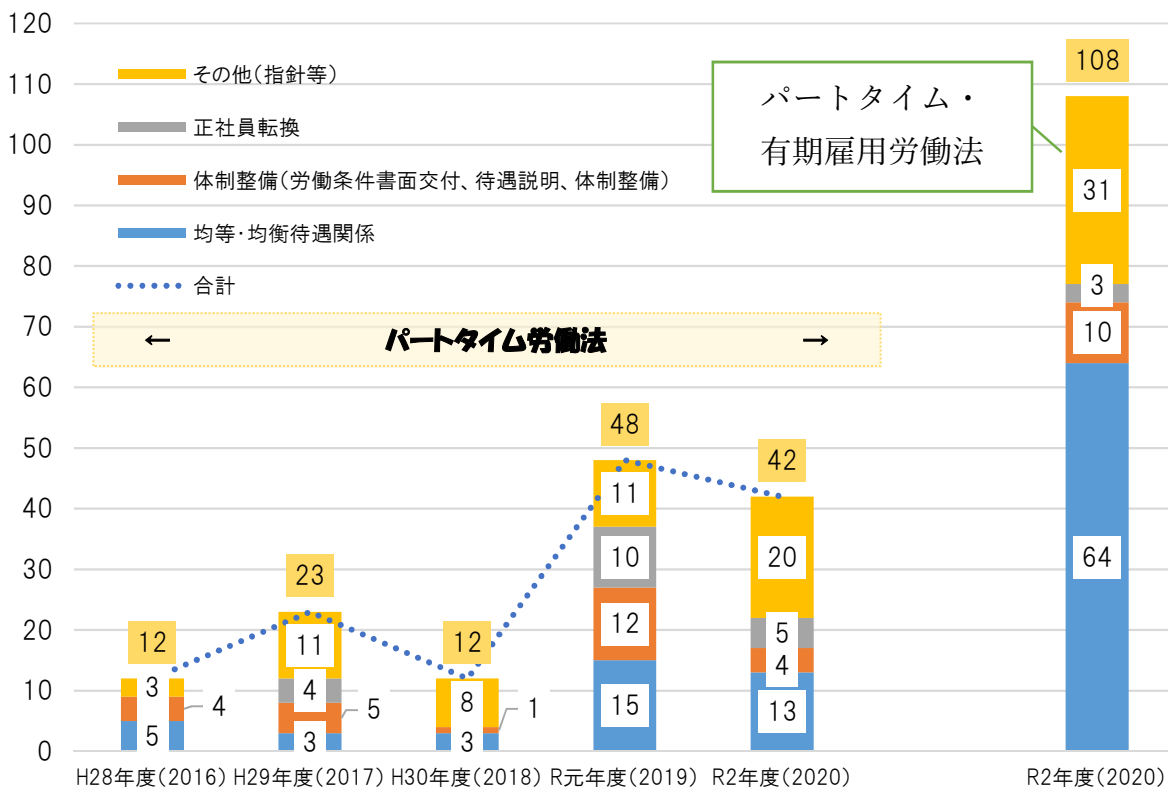


## 4 パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

### (1) 相談

- ・ パートタイム労働法の相談件数は、42件で前年度比13%減（6件減）。
  - 相談内容は、「均等・均衡待遇関係」13件、「正社員転換」が5件、「体制整備」4件の順となっている。
- ・ パートタイム・有期雇用労働法の相談件数は、108件となった（令和2年4月1日施行（中小企業は令和3年4月1日から適用））。
  - 相談内容は、「均等・均衡待遇関係」64件、「体制整備」10件、「正社員転換」3件の順となっている。

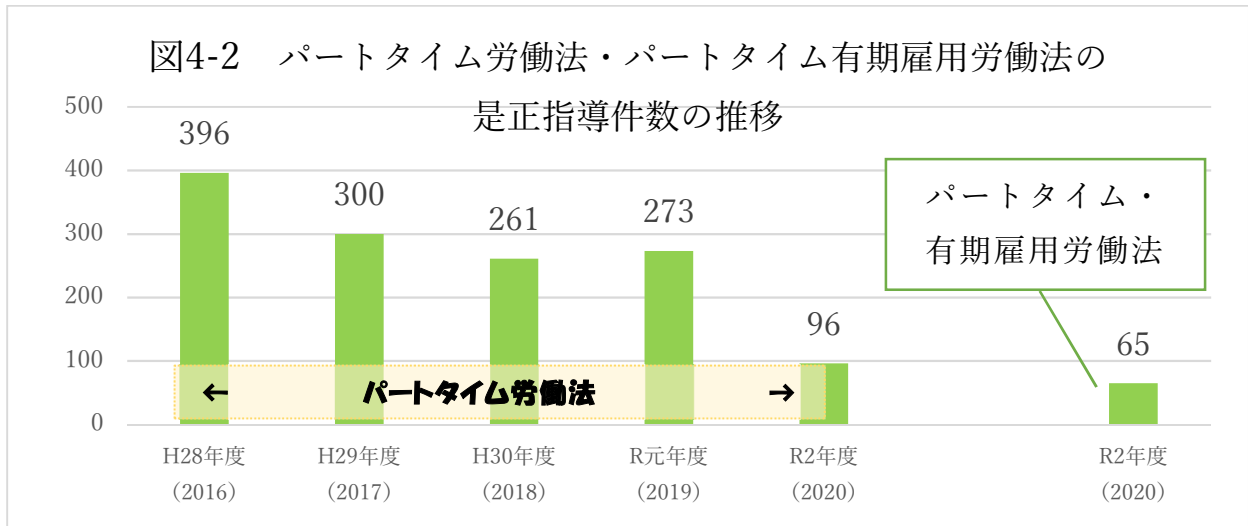
図4-1 パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法相談件数の推移



	パートタイム労働法										パートタイム・有期雇用労働法	
	H28年度(2016)		H29年度(2017)		H30年度(2018)		R元年度(2019)		R2年度(2020)		R2年度(2020)	
均等・均衡待遇関係	5	42%	3	13%	3	25%	15	31%	13	31%	64	59%
体制整備(労働条件書面交付、待遇説明、体制整備)	4	33%	5	22%	1	8%	12	25%	4	10%	10	9%
正社員転換	0	0%	4	17%	0	0%	10	21%	5	12%	3	3%
その他(指針等)	3	25%	11	48%	8	67%	11	23%	20	48%	31	29%
合計	12	100%	23	100%	12	100%	48	100%	42	100%	108	100%

## (2) 是正指導

- ・ パートタイム労働法の雇用管理の実態把握を行った事業所は、48 件。うち何らかの違反が認められた事業所は、46 件。
  - 指導事項の内容は、「就業規則の作成手続」が 27 件、「通常の労働者への転換」が 19 件、「措置内容の説明」が 18 件の順となっている。
- ・ パートタイム・有期雇用労働法の雇用管理の実態把握を行った事業所は、24 件。うち何らかの違反が認められた事業所は、22 件。
  - 指導事項の内容は、「労働条件の文書交付等」が 13 件、「就業規則の作成手続」が 10 件、「相談のための体制整備」が 5 件の順となっている。



是正指導項目別	パートタイム労働法										パートタイム・有期雇用労働法	
	H28年度 (2016)		H29年度 (2017)		H30年度 (2018)		R元年度 (2019)		R2年度 (2020)		R2年度 (2020)	
労働条件の文書交付等(第6条関係)	90	23%	78	26%	58	22%	61	22%	8	8%	13	20%
就業規則の作成手続(第7条関係)	78	20%	46	15%	43	16%	65	24%	27	28%	10	15%
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	3%
賃金の均衡待遇(第10条関係)	5	1%	8	3%	0	0%	1	0%	3	3%	0	0%
教育訓練(第11条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	3%
福利厚生施設(第12条関係)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
通常の労働者への転換(第13条関係)	71	18%	61	20%	52	20%	45	16%	19	20%	3	5%
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	64	16%	46	15%	54	21%	49	18%	18	19%	4	6%
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	3	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
相談のための体制の整備(第16条関係)	66	17%	52	17%	42	16%	27	10%	4	4%	5	8%
短時間雇用管理者の選任(第17条関係)	16	4%	8	3%	12	5%	23	8%	17	18%	4	6%
その他(指針等)	3	1%	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	22	34%
合計	396	100%	300	100%	261	100%	273	100%	96	100%	65	100%

### (3) 紛争解決援助制度

- ・ 労働局長による「紛争解決の援助」(パートタイム労働法第 24 条)の申立受理は無かった(前年度無)。
- ・ 均衡待遇調停会議による調停(パートタイム労働法第 25 条)の申請受理は無かった(前年度無)。

## 5 労働施策総合推進法の施行状況

### (1) 相談

- ・ 相談件数は、164 件(令和 2 年 6 月 1 日施行)。
- ・ 相談内容は、「**パワーハラスメント防止措置**」が 108 件、「**パワーハラスメントの相談を理由とした不利益取扱い**」が 21 件の順となっている。

相談内容(項目別)	令和 2 年度	
パワーハラスメント防止措置	108	66%
パワーハラスメントの相談を理由とした不利益取扱い	21	13%
その他	35	21%
合計	164	100%

### (2) 是正指導

- ・ 報告の請求を行った事業所は、7 件。うち何らかの違反が認められた事業所は、2 件。
- ・ 指導事項の内容は、「**パワーハラスメント防止措置**」が 2 件となっている。

指導(項目別)	令和 2 年度	
パワーハラスメント防止措置	2	100%
パワーハラスメントの相談を理由とした不利益取扱い	0	0%
その他	0	0%
合計	2	100%

### (3) 紛争解決援助制度

- ・ 労働局長による「紛争解決の援助」(労働施策総合推進法第 30 条の 5)の申立受理は無かった。
- ・ 優越的言動問題調停会議による「調停」(労働施策総合推進法第 30 条の 6)の申請受理件数は、1 件であった。